

ケアラー支援に関する京都市の取組について

相談窓口も含め、ケアラー支援に関する情報をこちらのページにまとめていますのでぜひご覧ください。



「京都市ケアラー支援推進協議会」

当事者団体、ケアやケアラーに関わる関係支援機関、教育機関、行政機関など様々な主体が、連携・協働しながらケアラー支援を推進するための協議会です。

(各構成団体においても、様々なケアラー支援に取り組んでいます。)



構成団体一覧はこちら

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

ケアラーを社会全体で支え、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指すため、令和6年11月に、京都市議会議員全員による共同提案のうえ全会一致で可決・制定されました。



条例制定の取組はこちら



条例の周知リーフレットはこちら

■条例の前文（抜粋）

高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

(中略)

そして、全てのケアラーが、単にケアを担う人としてだけでなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分らしく人生を全うし、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。

(後略)

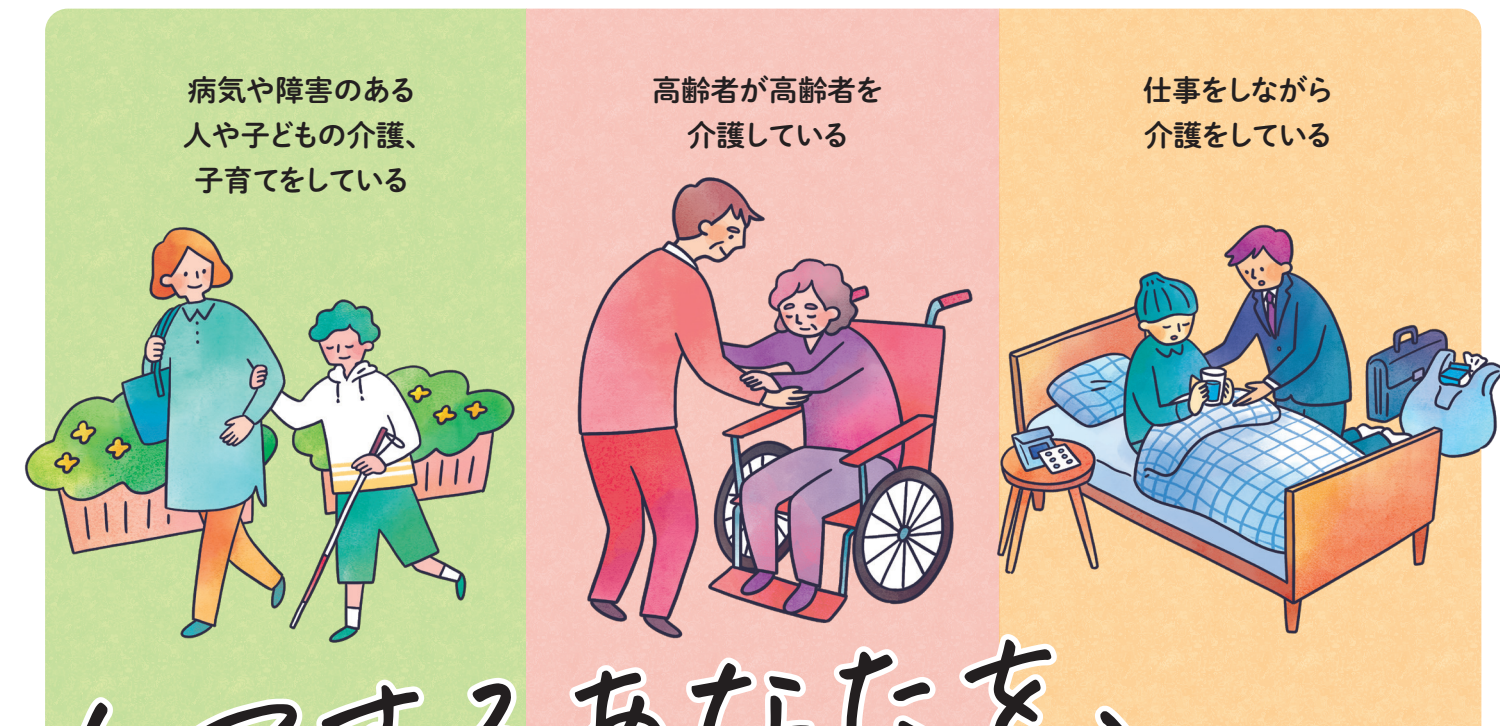
【問合せ】

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎4階
TEL 075-222-3527 FAX 075-256-4652 E-mail chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

京都市 ケアラー支援

検索



ケアするあなたを、 ケアするまちに



京都市では、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」のもと、社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが安心して自分らしく、希望を持って暮らせる社会の実現を目指しています。

 **京都市**
CITY OF KYOTO

「ケアラー」とは、こころやからだの不調や、使用する言語などによって、援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことをいいます。介護、看護、子育てなど、わたしたちの生活は「ケア」がなければ成り立ちません。こうしたケアを担う「ケアラー」は、わたしたちの誰もがなりうる存在です。

ケアするあなたを、ケアするまちに

ケアラーが担っているケアは様々であり、年齢、性別、国籍、ケアを受ける人との関係性など、ケアラーの状況も様々です。京都市では、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」のもと、社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが安心して自分らしく、希望を持って暮らせる社会の実現を目指しています。もしかしたら、あなたや、あなたの周りの人もケアラーかもしれません。そして、支援が必要な状況かもしれません。ケアラーかも、と気づいたら、まずは相談してみませんか。



「ケア」って、どんなこと？

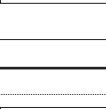
- 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいいます。(条例第2条)
- 「ケア」は、人生の中で誰もが携わりうるもので、わたしたちの社会を支えるために不可欠な営みです。
- 「ケア」は社会が成り立つための基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担う「ケアラー」もまた、尊重されなければなりません。

「ケアラー」って、どんな人？

- 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する人のことをいいます。(ケアラーのうち、おおむね18歳未満の人を「ヤングケアラー」、おおむね18歳以上40歳未満の人を「若者ケアラー」といいます。)(条例第2条)
- ケアラーは誰もがなりうる存在であり、また、ケアラーの中には、疲れがとれない、仕事や学業が続けられない、自分の自由な時間がとれない、誰かに相談できないなど、悩みや困りごとを抱えている人もいます。

／ケアラーかも、と気づいたら／

ケアラーの悩みや困りごとは様々です。ケアラーの中には、ご自身やご家族に支援が必要であることや、支援を受けられることを知らない、気づいていない方もいらっしゃいます。ケアやケアラーの支援に関して、相談できる場所や、いろいろな制度・サービス等があります。あなた自身や、あなたの周りの人について、「ケアラーかも」と気づいたら、まずは、気軽に相談してみてください。どのような支援があるのか知りたい、相談先が分からない場合は、以下の窓口までご連絡ください。

ケアをしている相手やケアラーの状況等	相談先の名称	電話番号・詳細など
高齢により援助を必要とする場合	各区役所・支所保健福祉センター (以下「区役所・支所」と記載) 健康長寿推進課	便利で分かりやすく、総合的かつ専門的な窓口として設置しています。お住まいの区役所・支所の各窓口までご相談ください。(※1) 連絡先はこちら▶ 
	高齢サポート (地域包括支援センター)	高齢者を総合的に支援するための相談窓口です。お住まいの学区を担当する高齢サポートまでご相談ください。 連絡先はこちら▶ 
障害により援助を必要とする場合	区役所・支所 障害保健福祉課	(※2)● 
	障害者地域生活支援センター	障害のある方やその家族等の相談や支援を行っています。お住まいの地域のセンターまでご相談ください。 連絡先はこちら▶ 
	障害にかかわる 子どもの教育電話相談	長年障害のある子どもの教育に携わった経験豊富な相談員が相談にのっています。 (TEL 075-254-1155) 
	育(はぐくみ)支援センター (京都市総合育成支援教育相談センター)	子どもの発達について悩みをお持ちの方を対象に就学や支援方法等の相談にのっています。(各京都市立総合支援学校内に設置されています。) 連絡先はこちら▶ 
使用する言語により援助を必要とする場合	京都市外国籍市民総合相談窓口 (kokoka 京都市国際交流会館内) Inquiry Counter for Foreign Citizens in Kyoto City at kokoka Kyoto International Community House	暮らしの困りごとに多言語で対応しています。 Multilingual consultation service is available (TEL 075-752-3511) 
支援が必要なヤングケアラー、若者ケアラーに関すること	区役所・支所 子どもはぐくみ室	(※3)● 
	京都市子ども・若者総合相談窓口	仕事や学校等で、様々な悩みのある子ども・若者(39歳まで)やご家族からの相談にのっています。(TEL 075-708-5440) 
その他・いずれにも当てはまらないと思われる場合	京都府ヤングケアラー総合支援センター	ヤングケアラー・若者ケアラーに関する総合相談窓口です。(TEL 075-662-2840) 
	福祉のまちづくり推進室 (企画・ケアラー支援推進担当)	相談先が分からない場合や上記以外のケアラー支援に関する相談があれば、ご連絡ください。 (TEL 075-222-3527)

＜お住まいの区役所・支所保健福祉センターの相談窓口について＞

(※1) 介護保険に関することは「高齢介護保険担当」、それ以外の高齢福祉サービスに関することは「健康長寿推進担当」又は「地域支援担当」にご連絡ください。

(※2) 「障害難病支援担当」にご連絡ください。

(※3) 「子育て相談担当」にご連絡ください。(子どもはぐくみ室では、18歳までの子どもに関する相談に対応しています。)